

間委託については、ことしの三月に策定された公立保育所将来計画に示しているように、運営形態の視点、保育サービス、保育士の体制の問題などから考えてきたとの答弁があった。また、公立保育所将来計画は、民間委託ありきのトッブダウンによりまとめられたものではないか、公立保育所が持つ長所を生かして、子育て支援センターや障害児保育等の機能を充実させるべき、性急に民間委託を行うのではなく幼稚園のあり方との整合性や公立保育所のネットワークづくりも考慮し、実証を重ねながら実施していくべきとの意見が出された。これに対し、当局から津山市が取り組んでいる第八次行財政改革の基本方針を受けて、津山方式として民間保育園で保育を実施してきたという歴史的な経緯も踏まえて、公立保育所将来計画を策定したものである。民間委託の実施に当たっては、地域や保護者の

意見・要望を聞きながら進めてきており、保育の質の確保に最大限努めるほか、実施後の評価の検証結果をきちんと情報公開しながら進めていくとの答弁があった。

次に、環境福祉部及びクリーンセンター建設事務所に関して、グループホームの取り消し処分について、阿波の温水プールについて、後期高齢者保険料の徴収誤りについて、平成二十年度国民健康保険料率について及びクリーンセンター建設事業の進捗状況について報告があった。

この報告の中で、クリーンセンター建設事業の進捗状況については審査時間の多くを費やし質疑がなされた。申請書に記載のある申請者の説明を求めたところ、当局から地権者の方、久米地区の町内会代表の方、地元領家町内会長の方、周辺



町内会代表として中北下町内会長の方で申請してもらっているとの答弁があった。これに対し、一部委員から申請書を見るかぎり、領家の代表者が地元代表者としての申請なのか疑義がある。桑田地区ほか七名の方が反対を表明してい

る状況下で、訴訟により執行停止の仮処分を受けるような事態にでもなれば、どのように対処するかとただしたところ、当局から当初から地元町内会は領家であると確認している。なお、反対者については、御指摘のことを重く受けとめ、そういう事態にならないように努めていきたいとの答弁があった。さらに、一部委員から感情論で訴訟に発展しないように、反対者の説得には最大限の努力をしてもらいたいとの指摘がなされた。

また、グループホームの取り消し処分に関して、施設側の責任は重大であるが、日常的な行政指導のあり方や医師のかかわり方について、それぞれの立場で適切に対処し、再発防止に努められたいとの意見が出された。また、国民健康保険料率に関して、一般会計からの繰り入れも検討し、保険料を安く抑える努力をしてもらいたいとの意見が出された。

◎ 政治家に対し、寄付を出すように勧誘や要求することは禁じられています。